

豊四季町会申し合わせ事項

令和5年4月23日

1. 町会費集金について

町会費は班長が5月末までに集金の上、集金簿を併せて組長へ届けてください。会員宛て領収書は別途準備しています。

1組・2組の組長は 忠 豊和 会長兼行政担当委員(7144-6162)へ

3組・4組・5組の組長は 佐藤 雄二 行政担当委員(7144-8252)へ

届けてください。途中入会者の会費は月割で処理します。

2 募金について

日本赤十字社及び赤い羽根・歳末助け合い共同募金は、徴収した町会費から充当しますので、改めて集金はしません。

3 行政資料配布と町会のお知らせ資料の回覧について

原則月一回、月初めに配布されます。

4 街灯(防犯灯)の不具合等について

不具合等に気づいたときは**班長から直接、山本電機(7143-0030)**に申し込んで下さい。

組・班名と電柱番号を調べ連絡して下さい。

5 慶弔金制度について(詳細は慶弔規定参照 HPに掲載)

1)「新生児お祝い金」、「新一年生お祝い金」等の制度 お祝い金 5,000円

(新生児お祝い金制度の対象は一歳の誕生日までの新生児)

2)会員のご不幸の時(逝去後一年以内) ご香典 5,000円

上記の扱いは、班長から行政担当委員に連絡して下さい。行政担当委員が班長にお届けします。

6 ごみ集積場について

1)カラスよけネットが必要な時の経費

2)ネット形式からネットボックスに変更する場合の経費(全額町会で補助)

上記の扱いは、班長から行政担当委員に連絡して下さい。行政担当委員が班長にお届けします。

7 発災時の初動対応(安否確認及び建物被害状況)について

班長は速やかに調査様式に基づき、各自の**班員の安否及び建物被害状況**を確認し、

所定の方法で役員・組長等に報告すること。

また、会員は(各世帯)は無事であるならば町会で配布された「黄色い無事ですタオル」を玄関、

門扉などに掲げて下さい。

8 資源品は指定日に出してください。町会の貴重な財源です。